

市立四日市病院総合評価方式ガイドライン

令和4年4月

市立四日市病院事務局

市立四日市病院総合評価方式ガイドライン目次

1. 総合評価方式の概要	
(1) 総合評価方式とは	1
(2) 総合評価方式の種類	1
・簡易型	1
・簡易型（技術提案チャレンジ型）【試行】	1
・標準型	1
(3) 落札者決定方法	1
(4) 技術評価点、価格評価点の設定	2
2. 標準型について	
(1) 評価項目	3
(2) 評価内容、評価基準、評価点	3
①地域要件	3
②企業要件	4
③技術者要件	8
④技術力	9
3. その他の留意事項等	
(1) 低入札価格調査制度の適用	14
(2) 評価項目等の公表	14
(3) 評価結果の公表	14
(4) 評価内容の担保とペナルティ	15
(5) 入札公告手続き	16
(6) 情報公開	16
(7) 評価結果に対する質問等	16
(8) 提出資料の留意事項	17

1. 総合評価方式の概要

(1) 総合評価方式とは

公共工事発注において、従来の価格のみで落札業者を決定していたものを価格と価格以外の施工時の安全性、環境配慮、工事業者の技術力等の提案を評価して、価格と価格以外の要素を含めて総合的に判断し、落札業者を決定する方式です。

総合評価方式は価格と品質の両方を評価することから、公共工事からの不良工事を排除し、公共工事の品質確保が促進されるものです。

(2) 総合評価方式の種類

・簡易型

「四日市市総合評価方式ガイドライン」の規定を準用する。

・簡易型（技術提案チャレンジ型）【試行】

「四日市市総合評価方式ガイドライン」の規定を準用する。

・標準型（⇒詳細は、p. 3～）

地域要件、企業要件、技術者要件の評価項目のほか、工事に関する安全管理・医療環境・工程管理及び施工上の課題等のテーマにそって作成された技術提案の評価、現場配置技術者の技術力評価と入札価格を総合的に評価するものとする。

技術評価点の配点は、

地域要件、企業要件、技術者要件（14点）＋技術力（22点）

(3) 落札者決定方法

下記の加算方式により評価値を算出し評価値による判定を行います。評価値が、最も高い者が落札者となります。

評価値＝技術評価点＋価格評価点

ただし、落札者の決定に当たっては、次に掲げる事項を適用します。

- ①入札価格が予定価格を超えた場合は無効とし、評価を行いません。
- ②入札価格が失格基準価格を下回った場合は失格とし、評価を行いません。
- ③入札価格が低入札価格調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査制度を適用しますので、評価値が最も高い者であっても、落札者とならない場合があります。
- ④技術評価点のうち、技術提案に係る評価点が失格基準に該当する場合は失格とし、評価を行いません。
- ⑤評価値の最も高い者が、2者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

(4) 技術評価点、価格評価点の設定

評価値を算定する際の技術評価点、価格評価点は、下記のとおりとします。

①評価点の設定は、次表のとおりとします。

方式	技術評価点配点	価格評価点配点
標準型	36点	64点

②価格評価点の算出方法は、次式のとおりとします。

ア. 入札価格 ≤ 低入札価格の場合

価格評価点 =

$$\text{価格評価点配点} \times \frac{\text{失格基準価格}}{\text{失格基準価格} + (\text{入札価格} - \text{失格基準価格}) / 100}$$

イ. 入札価格 > 低入札価格の場合

価格評価点 =

$$\text{価格評価点配点} \times \frac{\text{失格基準価格}}{\text{失格基準価格} + (\text{低入札価格} - \text{失格基準価格}) / 100 + (\text{入札価格} - \text{低入札価格})}$$

※低入札価格とは低入札価格調査基準価格です。

③評価点の端数処理及び表示は、次のとおりとします。

技術評価点は、小数点第6位以下を切り捨て、小数点第5位まで表示とします。

価格評価点は、小数点第6位以下を切り捨て、小数点第5位まで表示とします。

<落札者決定例>

予定価格 3,000,000,000円 標準型

低入札価格調査基準価格 2,550,000,000円

失格基準価格 2,310,000,000円

	A社	B社	C社	D社	E社
技術評価点 (36点満点)	20.00000	25.00000	15.00000	15.00000	10.00000
入札価格 (千円)	2,600,000	2,550,000	2,390,000	2,600,000	2,320,000
価格評価点 (64点満点)	62.58042	63.93357	63.97784	62.58042	63.99722
評価値 (技術評価点 + 価格評価点)	82.58042	88.93357	78.97784	77.58042	73.99722
順位	2	1	3	4	5
落札者		○			

2. 標準型について

(1) 評価項目

地域要件、企業要件、技術者要件の評価項目と技術力の評価項目として「安全管理・医療環境・工程管理及び施工上の課題」からテーマを設定して、テーマに対する技術提案書の提出を求めます。

評価項目及び技術評価点の割合は次のとおりとします。

評価分類	評価項目	割合
		市外含む・JV
地域要件	工事地域精通度	6%
企業要件	工事成績	25%
	優良工事表彰	
	施工実績	
	地域・社会貢献度	
	安全衛生管理	
技術者要件	施工実績	8%
技術力	安全管理	61%
	医療環境	
	工程管理及び施工上の課題	
	ヒアリング	

(2) 評価内容、評価基準、評価点

①地域要件

ア. 工事地域精通度

発注工事地域の地域事情精通度について評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
本店等所在地	1	市内に本店を有する	1
		市内に受任者を有する	0.5
		県内に本店又は受任者を有する	0.3
		上記以外	0

※受任者とは、四日市市請負工事入札参加資格者名簿で登録された受任者（支店又は営業所）です。

※本店等所在地は、公告日現在における四日市市請負工事入札参加資格者名簿上の所在地で評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
平成 18 年度以降の 1 契約 5,000 万円以 上の市内での工事 施工実績の有無	1	平成 18 年度以降に市内での工事施工実績がある	1
		市内での工事施工実績がない	0

※工事実績は、施工場所等の内容が確認できる契約履行証明・工事完成認定書の写し・コリ
ンズ竣工時工事カルテのいずれかを提出してください。

※工事実績は、公告日現在で完成していることが必要です。

※JV工事実績は、出資比率 20%以上の特定建設工事共同企業体の実績に限ります。

※工事実績については民間工事を可とする。

②企業要件

ア. 工事成績

本市発注の当該工事業種の過去 5 年間（平成 29～令和 3 年度に完成した工
事）の工事成績平均について評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
本市工事過去 5 年 平均工事成績（当該 業種）	2～0	当該業種の「工事成績平均の評価点」の算出 方法は、次式のとおりとします。 評価点 = (工事成績平均 - 70) × 1/5 ※当該業種の工事成績平均が 80 点以上: 2 点 ※当該業種の工事成績平均が 70 点: 0.1 点 ※当該業種の工事成績平均が 70 点未満又は 当該業種工事の実績を有しない: 0 点	2.00～0

※算出式中の工事成績平均は、小数点以下切捨てとします。

※工事成績が 1 件の場合は、その点数を算出式中の工事成績平均とします。

※JVで受注した工事の工事成績評点を含む。

ただし、算出対象の工事が重複した場合は、ひとつの工事のみ対象とします。

※工事成績が確認できる工事成績評定通知書の写しを提出してください。

上記写しの代わりに一覧表の提出でも可（工事場所、工事名、工事成績点数がわかるもの）。

イ. 優良工事表彰

本市の優良建設工事請負業者表彰の実績について評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
当該年度を含む過去 10 年間の本市優良工事表彰の実績の有無	1	当該業種かつ 1 契約の請負金額が当該発注工事予定価格の 2 分の 1 (円未満切捨て) 以上の工事における優良工事表彰の実績がある	1
		当該業種かつ 1 契約の請負金額が当該発注工事予定価格の 2 分の 1 (円未満切捨て) 未満の工事における優良工事表彰の実績がある	0.7
		上記以外で優良工事表彰の実績がある	0.5
		優良工事表彰の実績がない	0

※優良工事表彰の実績のわかる書類 (①表彰の写し、②工事完成認定書の写しまたは契約書・変更契約書の写し) を提出してください。

上記写しの代わりに一覧表の提出でも可 (表彰年度、業種、工事名、最終請負金額がわかるもの)。

※ J V で表彰された実績も評価の対象となります。

※対象となる優良工事表彰は、平成 24 年度表彰～令和 3 年度表彰になります。

※「1 契約の請負金額」は、完成時の請負金額とします。

ウ. 施工実績

発注工事にかかる施工実績について評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
平成 18 年度以降の同種・類似工事実績の有無	2	平成 18 年度以降に同種工事の元請・J V 工事実績がある	2
		平成 18 年度以降に類似工事の元請・J V 工事実績がある	1
		同種・類似工事の元請・J V 工事実績がない	0

※ J V 工事実績は、出資比率 20% 以上の特定建設工事共同企業体の実績に限ります。

※工事実績は、公告日現在で完成していることが必要です。

※実績資料に記載できる工事実績は 1 件までです。

※工事実績は、契約履行証明・工事完成認定書の写し・コリンズ竣工時工事カルテのいずれかと工事内容を確認できる書類として、仕様書・図面・コリンズ竣工時工事カルテ (技術データを含むもの) を提出してください。

※工事実績については民間工事を可とする。

工. 地域・社会貢献度

地元及び社会の貢献度について評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
障害者雇用の有無	1	法定雇用率を達成している又は法定雇用義務はないが障害者を雇用している	1
		法定雇用率を達成していない又は障害者を雇用していない	0

※障害者の雇用の促進等に関する法律により義務付けられている企業（43.5人以上の事業主）は、職業安定所に提出する障害者雇用状況報告書等の写しにより法定雇用率による法定雇用が達成されていることを確認します（身体障害者、知的障害者又は精神障害者数の不足数が0人であること）。なお、障害者雇用状況報告書は、職業安定所へ提出した最新のものを提出してください。（8月1日以降に入札の公告を行うものについては当該年度のものに限る。）
上記以外の企業については、障害者手帳番号等により雇用を確認します。（併せて令和3年6月1日現在の常時雇用（3か月以上）を確認できる健康保険証等の写しを提出してください。一人分の提出で可）

評価内容	得点	評価基準	評価点
次世代育成支援活動実績の有無	0.5	就業規則等に育児休業制度が規定されている	0.5
		就業規則等に育児休業制度が規定されていない	0

※育児休業制度については就業規則の写しにより確認します。労働基準監督署の受付印が確認できる写しを提出してください。別に育児休業の規定を設けている場合はその写しも併せて提出してください（育児休業の規定の写しで労働基準監督署の受付印が確認できる場合は、その写しの提出でも可）。

評価内容	得点	評価基準	評価点
災害協定締結の有無	0.5	本市と災害協定を締結している	0.5
		本市と災害協定を締結していない	0

※災害協定締結については、本市との災害協定書の写しの提出により確認を行います。

評価内容	得点	評価基準	評価点
ISO、M-EMSの認証取得の有無	0.5	ISO9000S、ISO14001、M-EMSのいずれかの認証の取得がある	0.5
		ISO9000S、ISO14001、M-EMSの認証を取得していない	0

※ISO9000S、ISO14001、M-EMS（ステップ2又はステップ1）のいずれかの認証があれば評価します。認証については、評価機関による登録証等の写しの提出により確認を行います。その際、認証されている事業活動と登録を受けている事業所（本社、工場、工事関係部署等）のわかる書類も添付してください。工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しません。

評価内容	得点	評価基準	評価点
地元業者施工率	1	地元業者施工率が65%以上である	1
		地元業者施工率が65%未満である	0

※総合評価当該工事において地元業者施工率が65%以上になると申告した場合について評価します。地元業者施工率とは、元請の請負金額に占める市内本店業者（元請及び一次下請）の請負金額の割合のことをいいます。また、契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額に含んで施工率を算定してください。

地元業者施工率が65%以上であると申告した場合は、契約後、工事一部下請届け及び下請負契約書の写しの下請負金額で、施工率を確認します（施工において最終的に65%未満になると減点対象となります）。

《元請が市外業者と市内業者で構成される共同企業体の場合》

自社施工額（元請の請負金額のうち1次下請の金額を除いた額）を出資比率で按分した金額を各構成員の施工額とし、そのうち市内業者である構成員の施工額を、自社施工額うちの市内本店業者分とします。

オ. 安全衛生管理

労働安全衛生マネジメントシステムの認証について評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
労働安全衛生マネジメントシステム 認証の有無	0.5	労働安全衛生マネジメントシステム認証がある	0.5
		労働安全衛生マネジメントシステム認証がない	0

※労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001、OHSAS18001、JISHA 方式適格 OSHMS）又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の認証について評価します。認証については、評価機関による評価証、適合証明書等の写しにより確認します。認証されている事業活動と登録を受けている事業所（本社、工場、工事関係部署等）のわかる書類も添付してください。工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しません。

③技術者要件

ア. 施工実績

配置予定主任（監理）技術者の施工実績について評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
平成 18 年度以降 の同種・類似工事 実績の有無	3	平成 18 年度以降に同種工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事实績がある	3
		若手技術者で平成 18 年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事实績がある	2.5
		平成 18 年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事实績がある	2
		同種・類似工事の主任技術者又は現場代理人としての工事实績がない	0

※JV工事实績は、出資比率20%以上の特定建設工事共同企業体の実績に限ります。

※若手技術者は令和3年6月1日現在で満45歳以下とします。

※工事实績は、契約履行証明・工事完成認定書の写し・コリンズ竣工時工事カルテ（技術者・技術データを含むもの）のいずれかと工事内容、技術者配置状況を確認できる書類として、仕様書・図面・コリンズ竣工時工事カルテ（技術者・技術データを含むもの）を提出してください。

※現場代理人としての工事实績については、公告日現在で完成している工事において、全工事期間中（工事を全面的に一時中止している期間を除く）、工事に従事した実績をいいます。なお、工場製作期間を含む実績の場合は、全工事期間を現場施工期間とします。

※主任（監理）技術者としての工事实績については、公告日現在で完成している工事において、対象工事の契約日から完成日までの期間（工事を全面的に一時中止している期間を除く）において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績をいいます。なお、工場製作期間を含む工事实績については、現場施工期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績とします。

※実績資料に記載できる工事实績は1件までです。

※入札参加資格確認申請書の提出時に予備の技術者を申請する場合は、予備の技術者についても実績を証する書類の提出が必要です。その場合、本技術者要件の評価は、低い評価点の技術者で評価を行います。

※工事实績については民間工事を可とする。

④技術力

技術力は、技術提案と技術者のヒアリングにより評価します。なお、個々の工事の内容に応じ技術力の評価内容、評価基準及び技術評価点を適宜設定することがあります。

<技術提案>

技術力の評価は、企業が発注者の指示する仕様に基づき、当該工事の現場条件等を踏まえ、適切かつ確実な施工を確保できるかどうかを確認するため、安全管理・医療環境・工程管理及び施工上の課題の3つの評価項目とします。

入札参加者には、対策方法等についての技術提案を求めます。

なお、1評価項目につき提案を3項目(内1項目については指定)求めます。

各提案項目の評価は、提案項目あたりの評価点(5段階評価)を用いて採点し、合計点数が当該テーマの得点となります。

[技術資料作成上の留意事項]

(1) 技術資料様式について

ア. 提案項目について

- ・提案項目は、発注者が示す3項目とします。
- ・提案項目1～3で提案の記述がない項目については、評価しません。

イ. 様式の「具体的な提案内容」欄

- ・発注者が示した提案項目について、留意すべき課題を踏まえた提案内容を、具体的に記述してください。
- ・記述された提案内容が実施不可能なものについては、評価しません。

ウ. 様式の「提案する理由」欄

- ・「具体的な提案内容」欄に記述した提案内容について、提案する理由を記述してください。

エ. 様式の「具体的な確認方法」欄

- ・様式の右側には、提案項目毎に具体的な確認方法(発注者が提案内容の履行を確認する方法)を必ず記述し、提出してください。
- ・具体的な確認方法の記述がない場合、その提案項目は評価しません。

オ. その他留意事項

- ・様式は、A4片面印刷とします。
- ・提案項目1～3の「提案内容」、「具体的な確認方法」欄は、1ページ以内に収まるように記述し提出してください。
- ・記述する文字の大きさは、11ポイント程度にしてください。
- ・入札参加者が特定できる企業名等の記述はしないでください。
- ・提案項目1～3のそれぞれの記述量については、必要に応じて提案項目1

～3を区分する罫線を移動してください。ただし、発注者が様式として記述した箇所（テーマ及び評価基準、提案項目1～3の見出し欄、ページ下の備考など、）は加筆、修正、削除しないでください。

(2) 補足資料様式について

- ア. 補足資料様式には、必要に応じて提案項目に記述した内容を補足説明するための図面・表・写真等の写しを添付してください。
- イ. 添付した図面・表・写真等は、どの提案項目の、どの記述箇所を補足説明したものかわかるようにしてください。
- ウ. 補足資料様式は、補足説明するための図・表・写真等を最大2ページで記述し、提出してください。評価は最大2ページについてのみ行います。
- エ. 補足資料様式は、A4片面印刷とします。
- オ. 図面・表・写真等に、入札参加者が特定できる企業名等の表示はしないでください。

[技術提案の採点例]

◆評価項目：「施工上の課題」

◆テーマ：□□□□□□が重要な課題である。このことを踏まえ、「項目1 Aの管理について」「項目2 B作業の管理について」「項目3 Cの仕上り状況の確認」の3項目について、具体的な対策の提案を求める。

1項目あたりの評価基準	現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	少し工夫がある	標準的な記載のみで普通である	左記以外
1項目あたりの評価点 (3項目の場合)	2.0	1.5	1.0	0.5	0

A社の「施工上の課題」に関する技術提案

提案項目（3項目）	提案内容と具体的な確認方法	採点
提案項目1 (対策名：Aの管理について)	提案内容：○○、○○、○○。 提案理由：○○。 確認方法：○○。	1.5
提案項目2 (対策名：B作業の管理について)	提案内容：○○、○○。 提案理由：○○。 確認方法：○○。	2.0
提案項目3 (対策名：Cの仕上り状況の確認)	提案内容：○○、○○。 提案理由：○○。 確認方法：○○。	0.5
A社の施工上の課題の得点（提案項目1～3の各採点の合計）		4.0点

[失格基準]

(1) 失格基準の設定について

技術提案に係る評価点について、失格基準を設けます。

(2) 失格基準の内容について

失格基準点をテーマごとに算出し、失格基準点以下のテーマがある場合は失格とします。

この場合において、失格基準点は、「評価基準：標準的な記載のみで普通である」に係る評価点に1テーマあたりの提案項目数を乗じて得た点数とします。

(3) 失格基準点の算出例

技術力の評価項目が3つの場合で、1テーマあたりの提案項目数を3項目とした場合

$$\begin{aligned} \text{失格基準点} &= 0.5 \text{ 点} \times 3 \text{ 項目} \\ &= 1.5 \text{ 点} \end{aligned}$$

<ヒアリング>

提出された技術提案書の内容について、配置予定技術者から記載内容の確認や不明点についてヒアリングを実施し、業務への取り組み姿勢及び質疑の応答性について評価します。

また、ヒアリングに関する諸注意については別に定めるものとします。

ア. 安全管理

評価内容	得点	評価基準	評価点
安全管理に関する工夫	6 ※最大 2.0点/ 項目×3 項目	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】
		現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	2.0
		現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	1.5
		少し工夫がある	1.0
		標準的な記載のみで普通である	0.5
		上記以外	0

※評価点は、1テーマあたりの提案項目数を3項目とした場合の、1項目あたりの点数です。提案項目ごとに、5段階評価で採点し、その合計点数を、当該技術力の評価項目の得点とします。

イ. 医療環境

評価内容	得点	評価基準	評価点
医療環境に関する工夫	6 ※最大 2.0点/ 項目×3 項目	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】
		現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	2.0
		現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	1.5
		少し工夫がある	1.0
		標準的な記載のみで普通である	0.5
		上記以外	0

※評価点は、1テーマあたりの提案項目数を3項目とした場合の、1項目あたりの点数です。提案項目ごとに、5段階評価で採点し、その合計点数を、当該技術力の評価項目の得点とします。

ウ. 工程管理及び施工上の課題

評価内容	得点	評価基準	評価点
工程管理及び施工上の課題に関する工夫	6 ※最大 2.0点/ 項目×3 項目	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】
		現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	2.0
		現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	1.5
		少し工夫がある	1.0
		標準的な記載のみで普通である	0.5
		上記以外	0

※評価点は、1テーマあたりの提案項目数を3項目とした場合の、1項目あたりの点数です。提案項目ごとに、5段階評価で採点し、その合計点数を、当該技術力の評価項目の得点とします。

エ. ヒアリング

評価内容	得点	評価基準	評価点
技術力全般に係るヒアリング	4	優れている	4
		概ね優れている	3
		良好である	2
		概ね良好である	1
		上記以外	0

※指定日時に実施するヒアリングに配置予定技術者は必ず出席してください。

※ヒアリングに出席した配置予定技術者以外は、受注後の主任（監理）技術者として配置できません。

※欠席した場合は評価ができないため、入札は無効とします。

※ヒアリングの出席者は、公告で別に指定のある場合を除いて、配置予定技術者（JVの場合は、代表構成員の配置予定技術者）を必ず含め、最大で2名以内とします。ただし、出席できる配置予定技術者（JVの場合は、代表構成員の配置予定技術者）は1名とします。

※「市立四日市病院一般競争入札参加資格確認申請書」の配置予定の技術者等欄は、予備の主任（監理）技術者を記載することができますが、ヒアリングに出席する配置予定技術者は1名としますので、申請書に予備の技術者を記載した場合は、ヒアリング当日までに1名を決め、「ヒアリング出席者（配置予定技術者）届出書」をヒアリング時に持参し、提出してください。

3. その他の留意事項について

(1) 低入札価格調査制度の適用

総合評価方式においては、地方自治法施行令第167条の10の2及び市立四日市病院低入札価格調査実施要綱に規定の低入札価格調査制度を適用します。

低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し、「市立四日市病院低入札価格調査実施要綱」及び「四日市市低入札価格調査マニュアル」に基づく調査後に落札者を決定します。落札候補者の入札価格及び工事費内訳書について、「四日市市低入札価格調査実施要綱 別表2」に規定する「2. 基本的判断基準の(1)」及び「3. 見積内訳書の判断基準の(1)」を満足しない場合は失格となります。それ以外の場合は、同マニュアルに基づく調査を行い、同マニュアルに規定する見積内訳等の検討に係る等判断基準1つでも満足しない場合は失格となります。

低入札価格調査基準価格を下回り契約をする場合は、契約保証金、前払金及び技術者の配置について制限があります。

なお、低入札価格調査基準価格、失格基準価格については、「市立四日市病院低入札価格調査実施要綱」において規定された算出式により算出します。

(2) 評価項目等の公表

手続きの透明性・公平性を確保するため、評価項目・評価基準及び落札者の決定方法については、あらかじめ入札公告において明らかにしておきます。

(3) 評価結果の公表

総合評価における入札者の提示した技術提案等の評価及び落札結果等については、開札の翌日までに以下の事項を公表します。

1. 商号又は名称
2. 入札価格
3. 価格評価点
4. 技術評価点
5. 評価値
6. 技術評価点内訳表

※内訳表は、評価項目の各小項目単位の評価点を公表しています。

(技術提案の提案項目毎の評価点は公表対象外)

(4) 評価内容の担保とペナルティ

落札者の「技術提案等」については、提案内容を担保するために契約書等へ記載を行うとともに、履行確認協議書を交わし、履行確認を行います。評価項目について提出された資料等と事実が異なったことを確認した場合は、受注者に対してペナルティを課するものとします。

ペナルティの内容は下記のとおりです。

- ① 工事完成日の次年度に入札の公告が行われるすべての総合評価方式の工事1件当たり、地元業者施工率の不履行については「5点」、技術力に係る不履行については「10点」を、当該入札参加者の技術評価点の合計値からそれぞれ減点するものとします。
- ② 複数の工事で不履行があった場合は、その減点は累積し、最大30点の減点となります。
- ③ 特定JVで受注した工事でペナルティが課される場合、各構成員に対して評価を減点するものとします。
- ④ 特定JVとして入札参加をする際に、当該特定JVの構成員に減点となる構成員を含む場合は、当該特定JVに対して減点となります。また、各構成員に不履行工事があった場合は、その減点は累積しますが、同一の不履行工事は、重複して減点はしません。

(5) 入札公告手続き

入札公告手続きは、告示板及びホームページにおいて一般競争入札に関する共通事項を公告し、総合評価方式において次の事項を公告することとします。

[公告事項]

工事概要

参加資格に関する事項

総合評価方式に関する事項

総合評価方式の類型

評価項目、評価基準、得点配分の設定

評価値の算出

提出資料

同種工事、類似工事

ヒアリング

評価方法及び落札者決定方法

提案内容の履行

提出資料の取扱い

入札結果の公表、入札結果等に対する質問

入札参加確認に関する事項

設計図書等に関する事項

入札に関する事項

支払いに関する事項

予定価格、低入札価格調査基準価格、失格基準価格

その他

(6) 情報公開

情報公開請求があった場合の取扱いは、「四日市市情報公開条例及び四日市市情報公開条例事務取扱要領」によるものとします。なお、入札参加者から提出された技術資料は公表しないものとします。

(7) 評価結果に対する質問等

入札参加者は、公表された自らの評価値や技術評価点（技術提案の提案項目毎の評価点に関する質問は除く）に対して書面により質問することができます。また、入札及び契約に係る苦情申立については、「四日市市入札、契約等に関する苦情処理事務取扱要領」によるものとします。

(8) 提出資料の留意事項

総合評価方式の一般競争入札公告に係る入札参加資格確認申請時に申請された提出資料の内容について、添付資料の確認・審査等の結果、申請内容と異なる評価を行う場合があります。この場合、下方評価はしますが上方評価は行いません。確認・審査等は、提出資料のみで行いますので、記載漏れや添付漏れがないように注意して下さい。